

就業規則（変更）届

労働基準監督署長 殿

平成 年 月 日

今回、別添のとおり当社の就業規則を作成・変更いたしましたので、労働者代表の意見書を添えて提出します。

《主な変更事項》

条文	改正前	改正後

労働保険番号	都道府県	所轄	管轄	基幹番号				枝番号	被一括事業番号				
ふりがな 事業場名													
所在地													
代表者職氏名												印	
業種・労働者数												人	

前回届出から名称変更があれば旧名称
また、住所変更もあれば旧住所を記入。

社会保険労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者，事務代理者の表示・名称	電話番号
	印	

別 添（法令様式ではありませんが、参考のため添付をお願いします。）

適用される割増賃金率の判断^(注)のため、下記の「中小企業該当の有無についての確認表」の該当する項目に 印を付けてください。各業種の または に当てはまる場合は、中小企業に該当します。
 (注) 1 か月60時間を超える法定時間外労働に対して、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を払う必要があります。但し下記に該当する中小企業には、当分の間、適用が猶予されます。

中小企業該当の有無についての確認表

業 種	資本金の額または出資の総額	または	常時使用する労働者数（企業全体）	とも 該当なし
小 売 業	5,000万円以下	または	50人以下	
サービス業	5,000万円以下	または	100人以下	
卸 売 業	1億円以下	または	100人以下	
そ の 他	3億円以下	または	300人以下	

【参 考】 業種分類は日本標準産業分類（第12回改訂）に従っています。下記表参照。

業 種	日本標準産業分類（第12回改訂）
小 売 業	大分類I（卸売業、小売業）のうち 中分類56（各種商品小売業） 中分類57（織物・衣服・身の回り品小売業） 中分類58（飲食料品小売業） 中分類59（機械器具小売業） 中分類60（その他の小売業） 中分類61（無店舗小売業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類76（飲食店） 中分類77（持ち帰り・配達飲食サービス業）
サービス業	大分類G（情報通信業）のうち 中分類38（放送業） 中分類39（情報サービス業） 小分類411（映像情報製作・配給業） 小分類412（音声情報製作業） 小分類415（広告製作業） 小分類416（映像・音声・文字情報製作に付帯するサービス業） 大分類K（不動産業、物品賃貸業）のうち 小分類693（駐車場業） 中分類70（物品賃貸業） 大分類L（学術研究、専門・技術サービス業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類75（宿泊業） 大分類N（生活関連サービス業、娯楽業）ただし、小分類791（娯楽業）は除く 大分類O（教育、学習支援業） 大分類P（医療、福祉） 大分類Q（複合サービス事業） 大分類R（サービス業<他に分類されないもの>）
卸 売 業	大分類I（卸売業、小売業）のうち 中分類50（各種商品小売業） 中分類51（繊維・衣服等卸売業） 中分類52（飲食料品卸売業） 中分類53（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業） 中分類54（機械器具卸売業） 中分類55（その他の卸売業）
そ の 他	上記以外の全て